

公正取引委員会からの弊社に対する警告について

各位

弊社が運営する一部給油所において、レギュラーガソリン販売価格が仕入価格を下回る価格で販売したことにより、独占禁止法第2条第9項第3号(不当廉売)に該当し同法第19条の規定に違反するおそれがあるとして、2024年11月7日公正取引委員会より警告を受けました。関係者皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、今回の警告を真摯に受け止め、今後、より一層のコンプライアンスを徹底してまいります。

また今後、地域の皆様にエネルギーの安定供給と、ご満足いただけるよりよいサービスの追求を提供し続けてまいります。

引き続き弊社へのご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

エッカ石油株式会社

以上